

芽室町町内事業者物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価の高騰の影響を受けた町内事業者の負担を軽減するため、予算の範囲内で芽室町町内事業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等 事業により事業収入を得ている法人等をいう。
- (2) 個人事業者 事業により事業収入を得ている個人事業者（フリーランス及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動（以下「フリーランス等」という。）からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを含む。）をいう。
- (3) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。
- (4) 事業所等 町内で現に事業を営んでいる事業所、店舗その他事業に必要とする施設（建物内のテナント及びキッチンカーを含む。）で、サービスの提供及び販売等を直接行う施設のうち、町長が認めるものをいう。ただし、フリーランス等で施設を持たない場合は、住民登録における住所地をもって施設とみなす。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小法人等にあつては、申請の時点において次のア又はイのうちいずれか1つの要件を満たす法人であること。ただし、組合、連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人若しくは次のア又はイのうちいずれか1つの要件を満たす法人であること。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- (2) 令和4年10月1日現在で本町に事業所等を有する中小法人等又は個人事業者であり、支援金の申請をする日まで継続して事業を営んでおり、支援金受給後も引き続き事業を継続する意思がある者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は対象とならない。
- (1) 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める業種のうち、農業、林業及び漁業を営む者
 - (2) 公共法人
 - (3) 経済・文化団体、特定非営利活動法人、公益法人等の非営利団体（収益事業を反復継続している場合は除く。）
 - (4) 法人格のない任意団体
 - (5) 申請の時点で廃業している者
 - (6) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (7) 芽室町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する者
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - (9) 次に掲げる事業を行う者
 - ア 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業
 - (10) 収入の 2 分の 1 以上が給与収入である者（フリーランス等を除く。）
 - (11) 被雇用者又は被扶養者になっている者
 - (12) 芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成 18 年条例第 1 号）第 3 条第 2 項に規定する特定滞納者
 - (13) 町長が適当でないと判断した者
(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、5 万円とする。

(支援金交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芽室町町内事業者物価高騰対策支援金交付申請書（第 1 号様式）に別表に掲げる書類を添えて、町長又は芽室町商工会に提出しなければならない。

2 芽室町商工会は前項の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を確認し、町長に提出するものとする。

3 第 1 項に規定する申請は、交付対象者につき 1 回限りとし、令和 5 年 1 月 20 日を提出期限とする。

(支援金交付決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、芽室町町内事業者物価高騰対策支援金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の審査にあたり、申請者に対し、申請内容の確認に要する報告を求め、又は事業所等を調査することができる。

3 町長は、支援金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(支援金交付決定の取消し)

第7条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消し、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき

(2) その他この要綱による交付要件を満たさないことが判明したとき

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。（令和4年10月26日決定）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 第6条第1項の規定による支援金交付決定を受けた者に対する第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区分	必要書類
(1) 中小法人等	<p>①直近の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（両面）の写し又は控えの写し</p> <p>②開業後間もないため①の書類の写しが添付できない場合は、法人を設立したことが確認できる書類（法人設立等届出書等）の写し及び事業実態が確認できる書類（営業許可証及び売上台帳等）の写し、事業所等の外観写真</p> <p>③法人番号が確認できる書類の写し</p> <p>④誓約書</p> <p>⑤支援金を受領する通帳の写し</p> <p>⑥その他町長が必要と認める書類</p>
(2) 個人事業者	<p>①青色申告を行っている場合は確定申告書第一表及び所得税青色申告書決算書の写し又は控えの写し</p> <p>②白色申告を行っている場合は確定申告書第一表及び収支内訳書の写し又は控えの写し</p> <p>③不動産賃貸業を行っている場合は確定申告書に添付する収支内訳書（不動産所得用）の写し又は控えの写し</p> <p>④雇用契約によらない業務委託契約等の場合は、契約内容が確認できる書類の写し</p> <p>⑤開業後間もないため①又は②の書類の写しが添付できない場合は、開業日が確認できる書類（開業届等）の写し及び事業実態が確認できる書類（営業許可証及び売上台帳等）の写し、事業所等の外観写真</p> <p>⑥身分証明書の写し</p> <p>⑦誓約書</p> <p>⑧支援金を受領する通帳の写し</p> <p>⑨その他町長が必要と認める書類</p>